

「多治見市適正な市政運営のための是正請求に関する条例〔案〕」について

市政基本条例第 30 条に基づく権利救済制度の創設 (個別条例の整備) については、行政不服審査法の全部改正及び行政手続法の一部改正への対応も見据え、検討を進めているところです

平成 21 年 12 月市議会定例会への提案を目途として検討を進めており、幅広く市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていくため、パブリック・コメント手続を実施します

1. 所要の例規整備について

次の例規整備を行うこととします

- (1) 多治見市市政基本条例の一部を改正するについて
- (2) 多治見市適正な市政運営のための是正請求に関する条例を制定するについて併せて、同条例施行規則の制定

2. 「条例〔案〕のあらまし」の概要

(1) 目的

市の行為等に対する是正請求の制度を設けることにより、市民の権利利益の保護等を図るとともに、適正な市政運営に資することを目的とする

(2) 是正請求

何人も、市の機関の行為等 (処分、行政指導その他の市の機関の意思決定及び活動にかかる行為又は不作為をいう。) が適正でないと考えるときは、市に対して是正請求ができることとする

(3) 実施機関

議会並びに市長その他の執行機関及び指定管理者

情報公開条例、個人情報保護条例等と概ね同じ範囲とする

ただし、施設の使用許可の関係から指定管理者による行為等を含む

(4) 審理、決定等の概略

行政不服審査法の全部改正〔第 169 回国会提出閣法第 76 号〕に準ずる

ア 是正請求人からの是正請求書の提出

イ 審査庁が審理員 (職員) を指名

ウ 行為庁等による弁明書の提出

エ 是正請求人等による反論書等の提出

オ 是正請求人等による口頭意見陳述及び証拠書類等の提出

カ 審理員による審理員意見書の提出

キ 審査庁による是正請求審査会への諮問

ク 是正請求審査会による調査

ケ 是正請求審査会に対する口頭意見陳述及び主張書面の提出

コ 是正請求審査会による答申

サ 審査庁による決定〔認容、却下又は棄却〕

(5) 審理員 (職員) について

ア 法務所管の管理職等を予定

イ 審理員の支援体制を設ける〔部下による事務の補助、他の候補者による審理の補助〕

ウ 審理員及び候補者には、職員による公益通報に関する条例の例による保護を与える

(6) 是正請求審査会について

ア 附属機関 (条例設置) として設置する

イ 情報公開条例及び個人情報保護条例における不服申立も所管する

情報公開審査会及び個人情報保護審査会を廃止し、是正請求審査会に統合する
個人情報保護条例の運用を担っている個人情報保護審議会は、統合しない

ウ 委員について

識見者及び市民で構成する

エ 委員報酬について

一般的な附属機関（情報公開審査会、個人情報保護審査会等）と同じく、8,000 円 / 日
を予定

(7) 他条例の改正について

附則において、次の関係条例の一部改正を行う

ア 情報公開条例

情報公開審査会の是正請求審査会への統合

イ 個人情報保護条例

個人情報保護審査会の是正請求審査会への統合

ウ 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

是正請求審査会の新設並びに情報公開審査会及び個人情報保護審査会の廃止

3. 市政基本条例の一部改正について

次の観点から、市政基本条例の一部改正を行います

(1) 行政手続法の一部改正を見据えた「他者（利害関係者含む）」からの申立は、「権利救済」
の範囲を超える

(2) 市政基本条例第 21 条（制度の活用と改善）第 1 項の趣旨の実現

市政基本条例の運用とは、既規定事項の遵守を当然のこととし、拡充を含む

〔法案との関係について〕

法改正（行政不服審査法の全部改正及び行政手続法の一部改正）に先行して措置する

(1) 現行法（行政不服審査法）であっても、附属機関への付議を経ることは可能

(2) 行政手続条例は、法（行政手続法）への準拠が求められているが、義務ではない（施行条
例ではない）ことから、先行して対応可能

(3) 新法（行政不服審査法）施行後でも、旧法の適用が残るため、施行時点を揃えるメリッ
トに欠ける

〔法案の状況〕

第 169 回国会に提案（行政手続法一部改正は H21/4/1 施行予定）され、継続審議となっ
ていたが、衆議院が解散となったところです

4. 御意見の募集について

お寄せいただいた御意見は、整理したうえで公表いたします（お名前、御住所については、
公表いたしません）

ただし、個々の御意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください

募集期間 .. 平成 21 年 9 月 1 日（火）から平成 21 年 10 月 1 日（木）まで

提出方法 .. 市役所政策開発室あて、書面、郵便、FAX、又は電子メールでお願いします

送付先 多治見市役所 企画部政策開発室 担当 福田

住所 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目 15 番地

FAX (0572) 25-7233

E-MAIL seisaku@city.tajimi.gifu.jp

以上